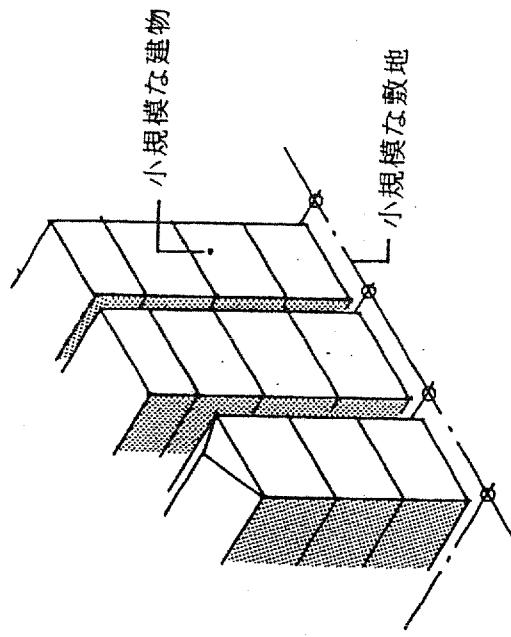


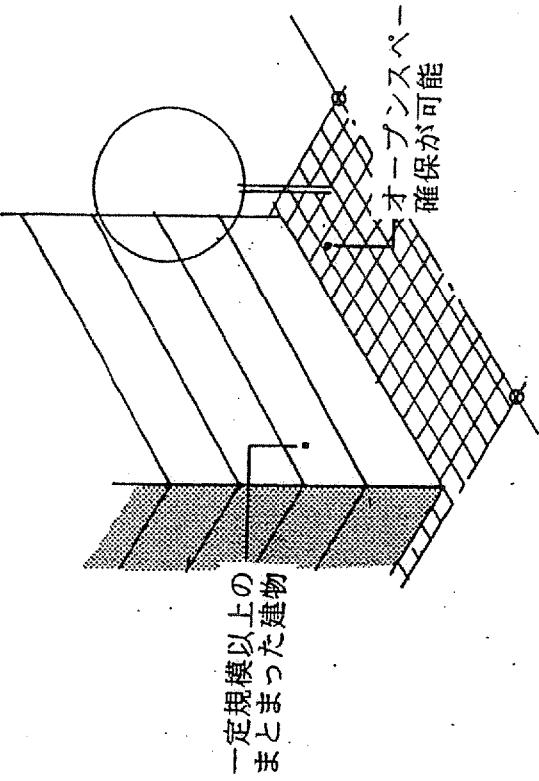
ア、建築物の規模・形態による規制

● A, B, C 地区共通基準

- ・小規模な敷地、建物は、建て替え時にできるだけ共同化を図り、一定規模以上のまとまった建物とし、統一感のある街並みの形成に努める。



↓
共同建替え

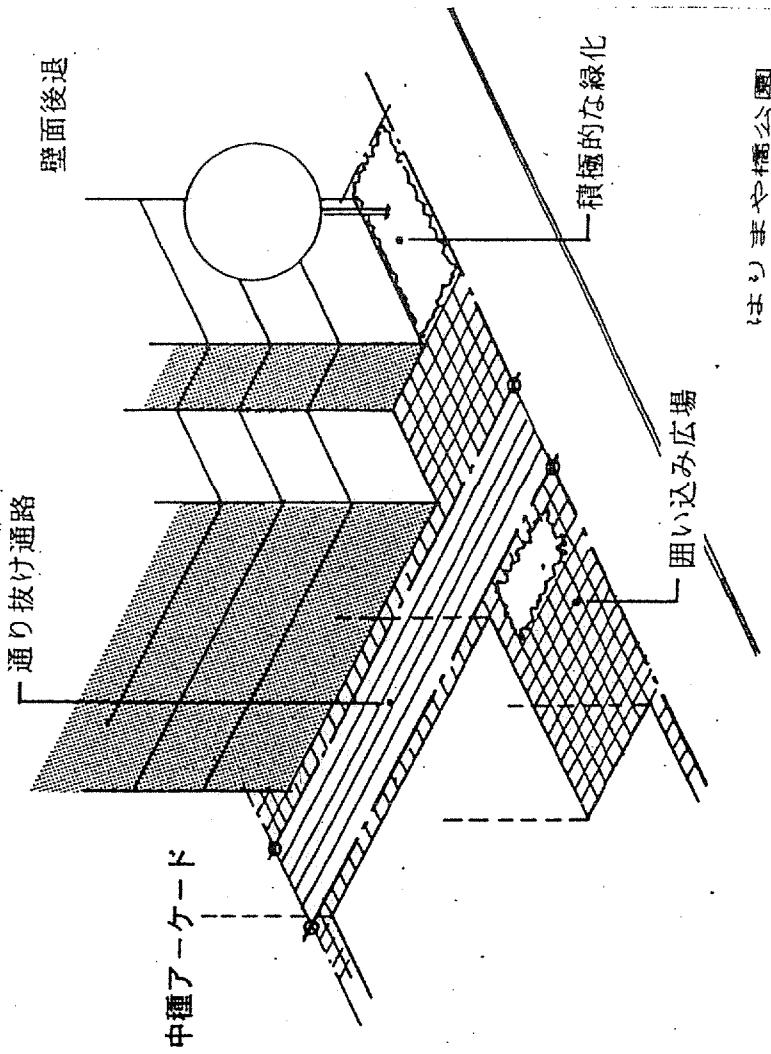


統一感のある街並みの形成

ウ、有効空地の確保・壁面後退

● A, B, C 地区共通基準

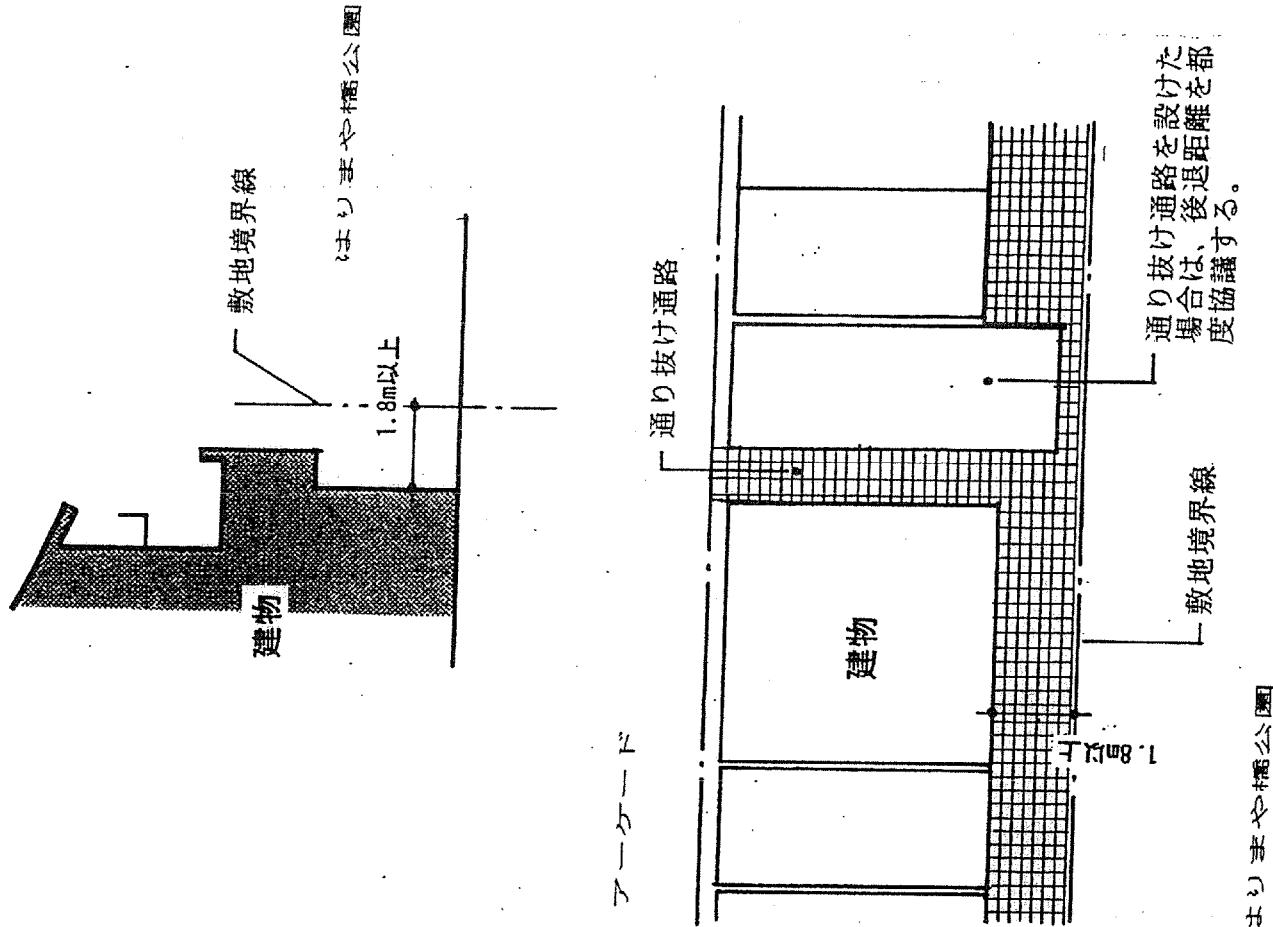
- 共同化が可能な場合は、囲い込み広場、通り抜け通路、壁面後退、街角広場等の、オープンスペースを確保し、ゆとりを持たせるとともに積極的に緑化に努める。



ウ、有効空地の確保・壁面後退

● B地区基準

- 外壁の後退距離は、1.8m以上とする（別図に示す番号⑯と⑰の2点を結ぶ線に接する敷地又は空地を除く。）。ただし通り抜け通路を設けはりまや橋公園との関連性を確保した場合は、この限りでない。





■ 美女地区・用途

工、建築物用途・利用形態

● A, B, C 地区共通基準

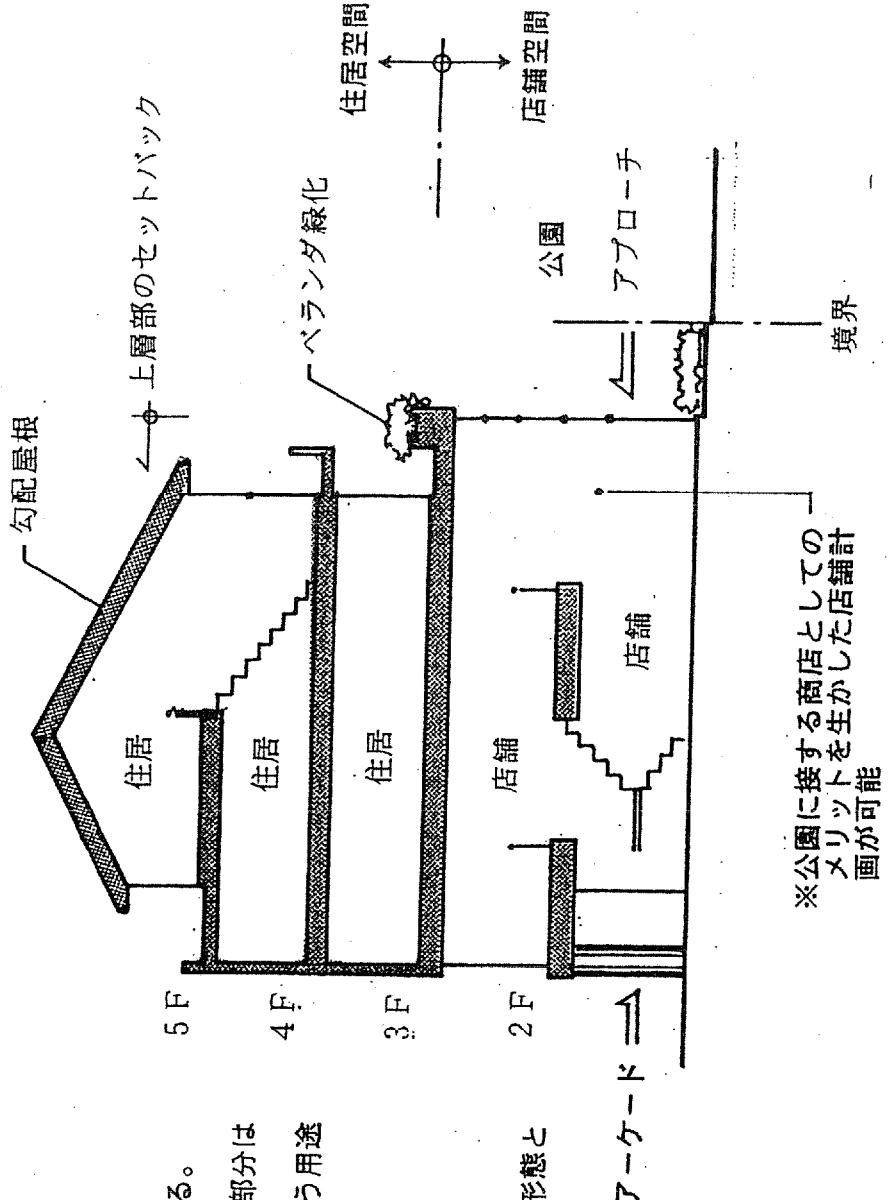
- ・商店街としてのイメージを損なう用途の建物は避ける。
- ・はりまや橋公園に近接する立地条件を生かす。

● A, B 地区基準

- ・できるだけ商・住一体型の建物形態とすることに努める。
- ・アーケードのある通り、はりまや橋公園に面する1階部分は住宅、倉庫、作業場等の商店街としてのイメージを損なう用途としての利用を避ける。

● A (南側), B, 地区基準

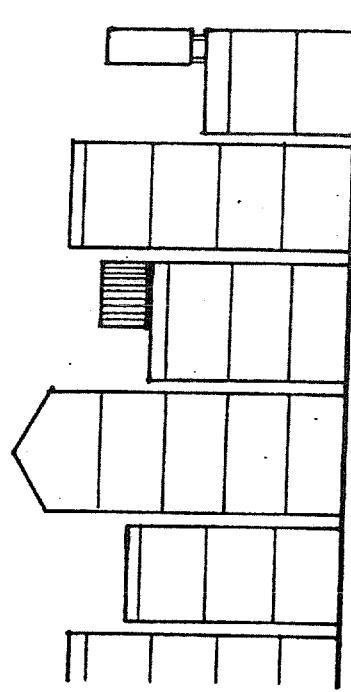
- ・アーケード側と公園側の両面よりアプローチが可能な形態とする。



才、高さ・階数

● A, B, C 地区共通基準

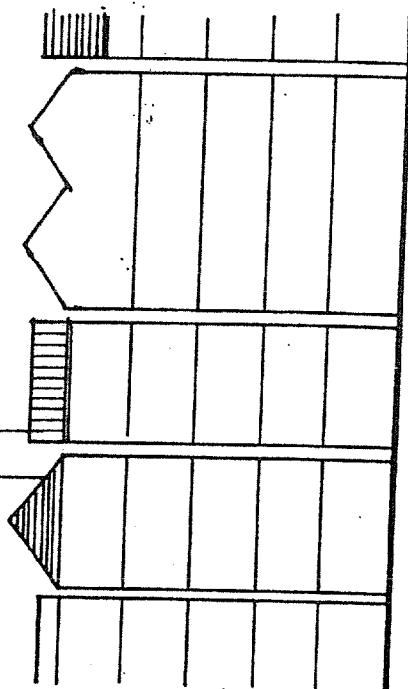
- ・できるだけ、街並みのバランスを損なうような建物はつくり
ないように努める。



※多様な屋根がさまざまな高さで連ち並び乱雑な印象を与える。

※形態上は多様な屋根の集まりでもある程度の高低差にとどめることにより景観を整えることが可能

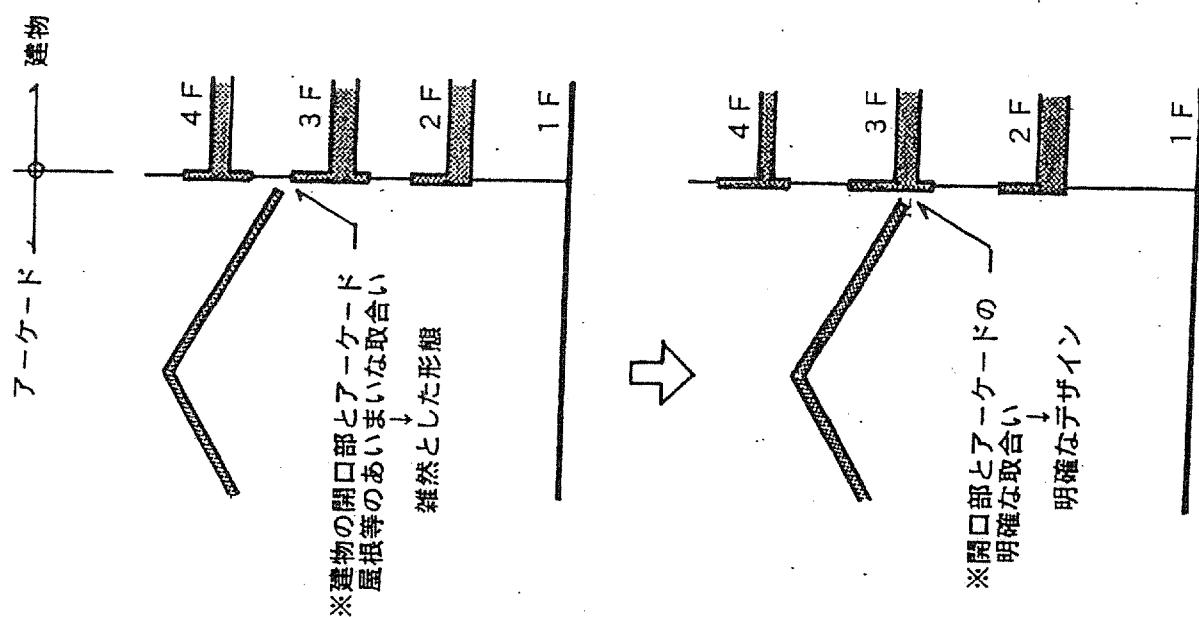
勾配屋根



才、高さ・階数

● A 地区基準

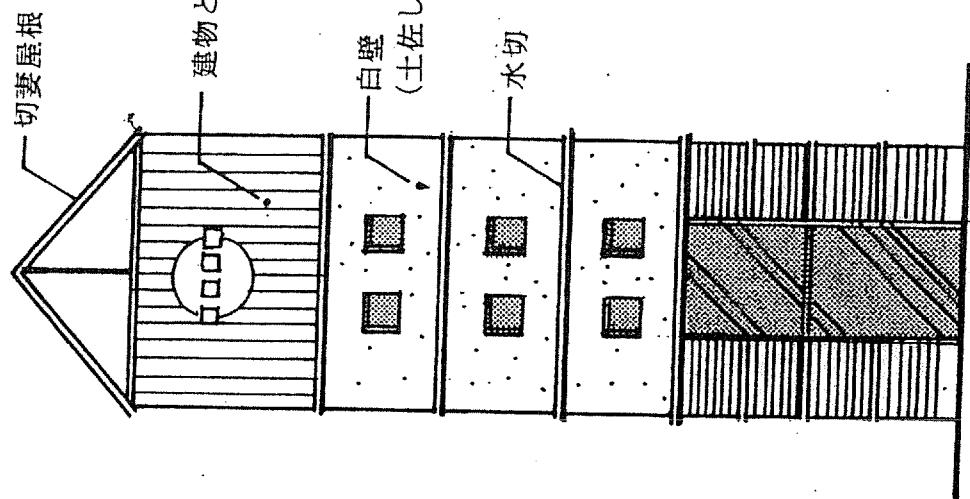
- ・アーケードの高さと建物の階高の関係を考慮する。



力、形態・ファサード

● A, B, C 地区共通基準

- ・土佐にある素材、土佐をイメージさせるデザイン要素「このエリアならではの、土佐ならではの」を大切にし、統一感ある雰囲気づくりを行う。

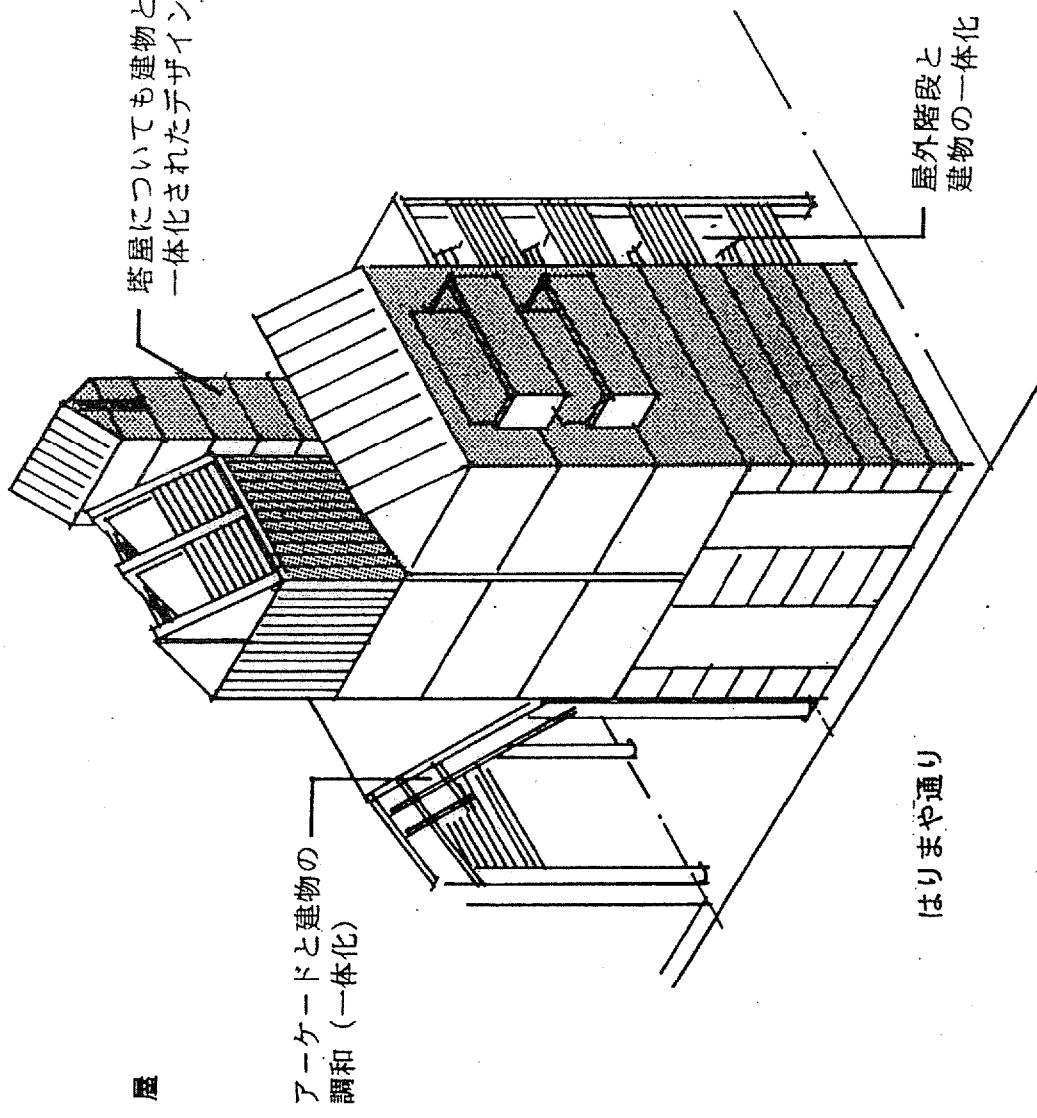


土佐をイメージさせる
デザイン要素の一例

力、升三電良・ファサード

● C 地区基準

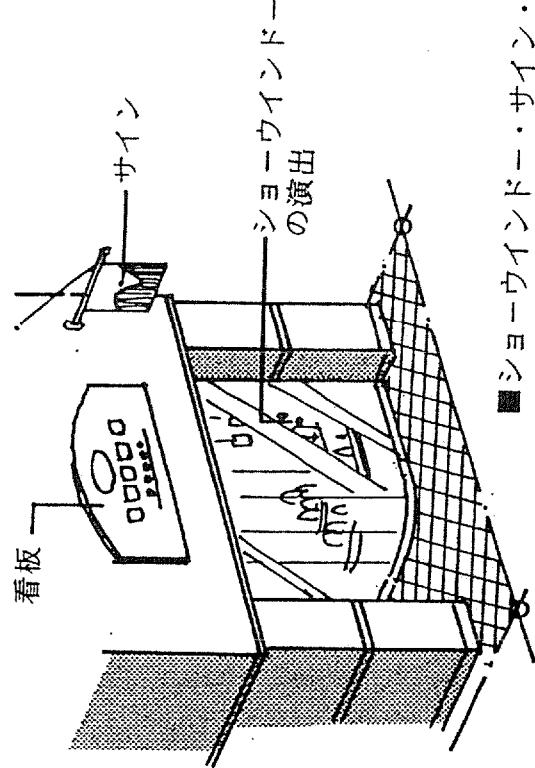
- 入口ゲート部にあたる角地の建物は、アーケード、塔屋、屋外階段等できるだけ一體的なデザインとする。



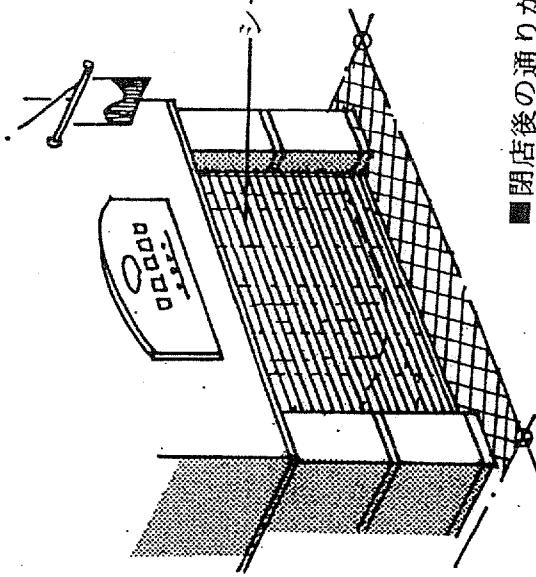
力、形態美・ファサード

● A, B, C 地区共通基準

・ショーウィンドー、看板、サイン等バランスのとれた商店街としてのファサードとし、1階部分には、シースルーシャッタ一等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないよう努め、魅力ある商店街としての演出を行う。



■ ショーウィンドー・サイン・看板等バランスの取れたファサードとする。



■ 閉店後の通りが殺風景とならないように配慮する

力、形態・ファサード

● B 地区基準

- ・はりまや橋公園との調和に努める。

- ・屋上の屋根は、土佐の気候、風土を考えてできるだけ勾配屋

根とする。

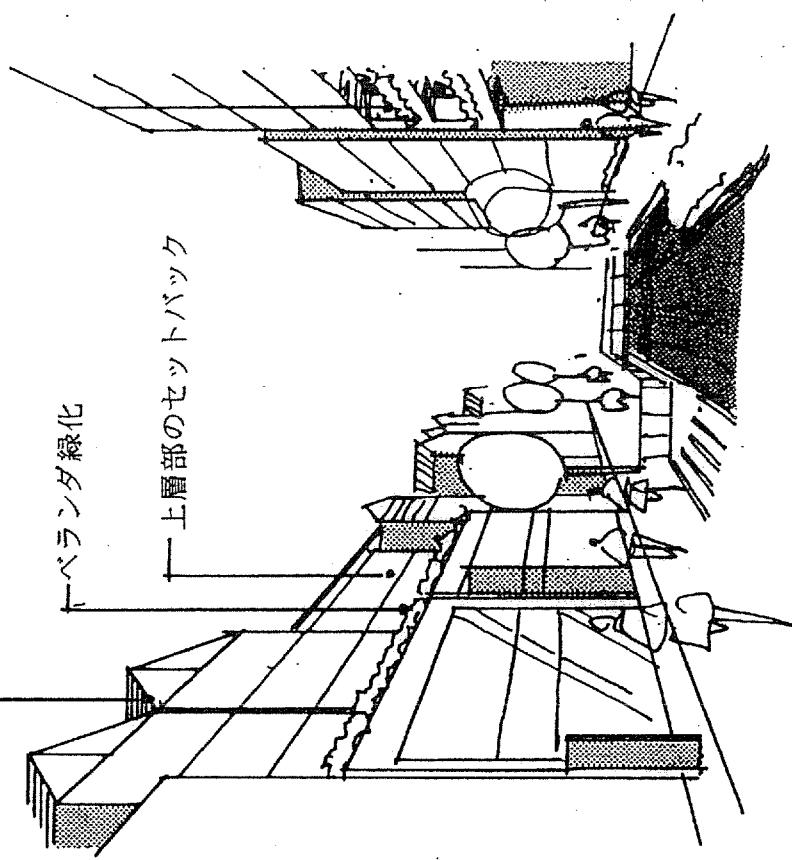
● C 地区基準

- ・はりまや橋公園と隣接する場合は公園との調和に努める。

勾配屋根

ベランダ緑化

上層部のセットバック



キ 色彩・素材

● A, B, C 地区共通基準

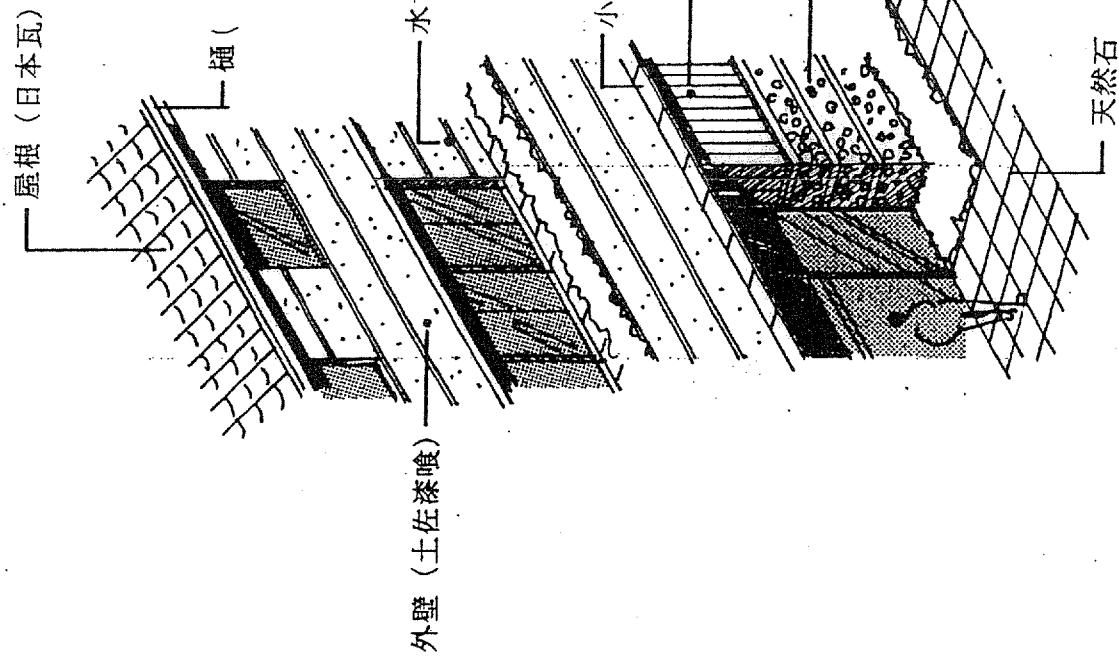
- ・土佐にある素材を積極的に活用する（石灰石、土佐漆喰、瓦等）。

・建物の仕上げ材料は、良質で汚れにくく、耐久性に優れ維持管理が容易なもので、質感と深みのあるものを使用する。

・外壁の色彩は、伝統色を基本色として構成し調和と落ち着きのある街並みづくりを目指す。

「伝統色の例」

- ・土佐漆喰の（白）
- ・ベンガラ漆喰の（赤）
- ・銅板緑青の（青緑）
- ・木材の（茶）
- ・日本瓦の（銀）
- ・鉛板材の（灰）
- ・石灰石の（灰、茶）
- ・天然石の（赤、黒、灰、白）



キ、色彩・素材

● A、B 地区基準

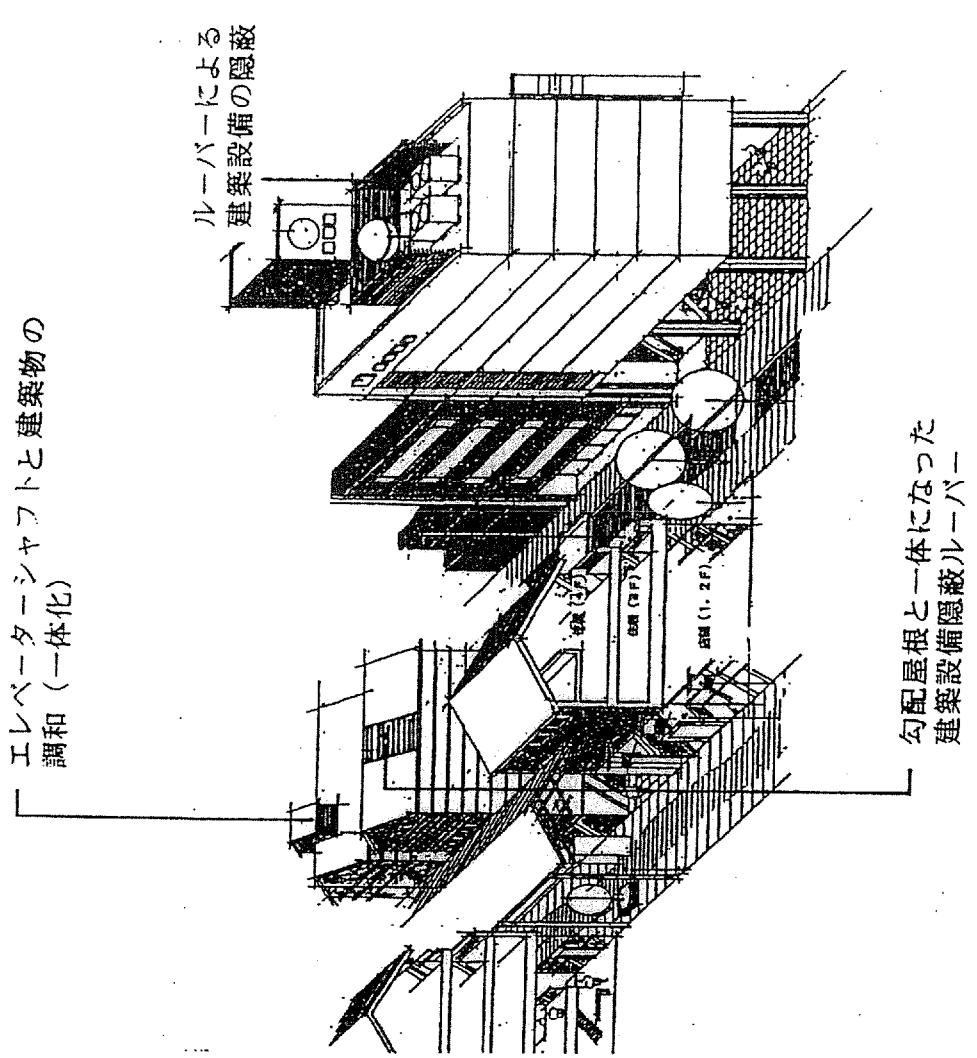
・屋根の色彩は外壁より明度を下げる（ダークグレーを基本とする）。

・外壁の色彩は周囲との調和を考える。

・ただし、協議により優れた素材が本来持っている色彩やデザイン的な配慮がなされているものを使用することができる。

ク、又建築設備

- A, B, C 地区共通基準
 - ・建築設備は道路や公園から見えないように設置する。

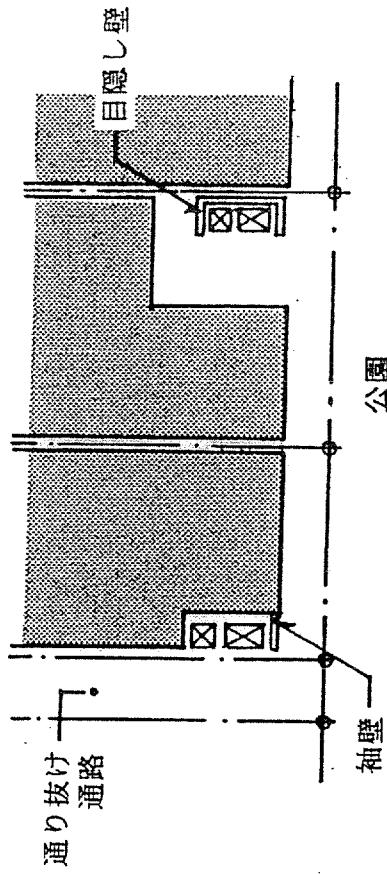


■ 付属物

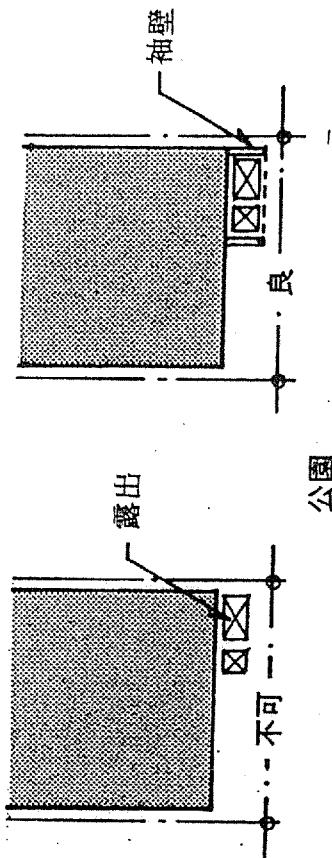
ケ、自動販売機等

● A, B, C 地区共通基準

- ・道路、公園に直接面して設置しない（ただし設置について、景観的に配慮したものは、この限りでない。）。



■公園に直接面して設置しない例



■公園に直接面する場合の設置例

コ、広告物・サイン類

● 屋上広告物 (A, B, C 地区共通基準)

- 原則的に建物 1 棟につき 1 カ所とする。(協議により、共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討したものについては使用することができる。)

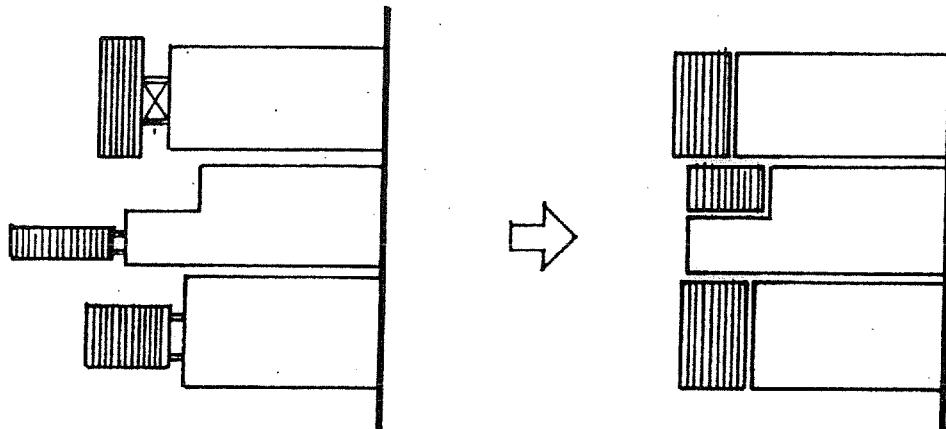
・屋上や塔屋に設置するものは、それぞれの水平投影面をはみ出さないようにする。

・ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする(極端な色を使用する場合は協議すること。)。

・広告物を支持する支柱は、見えないような工夫をする。

● 屋上広告物 (A, B 地区基準)

- 原則的に設置しない。(やむを得ず設置する場合は、デザイン上の配慮をし協議すること。)



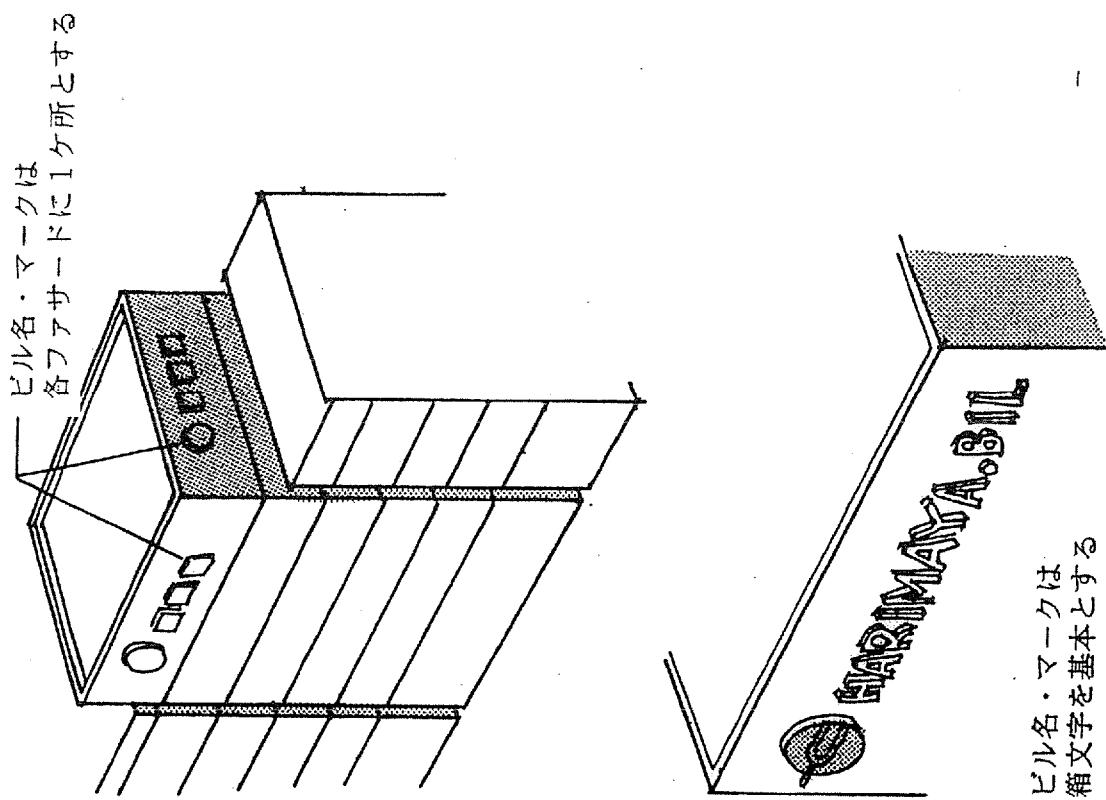
- ・高さ、形状等が主体建築物に対してバランスを欠いた状態

- ・形状が主体建築物とのバランスに配慮されスカラインラインについても配慮がされた状態

二、広告物・サイン類

● 壁面広告物 (A, B, C 地区共通基準)

- ビル名、マークは原則的に各ファサードにつき 1 カ所とする。
(協議により、共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討したものについては使用することができる。)。
- ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする（極端な色を使用する場合は協議すること。）。
- 取付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和を考慮する。
- 文字はビル名、マークのみとし箱文字を基本とする。（協議により、デザイン的に検討されたものについては、使用することができます。）。



コ、広告物・サイン類

● そで看板 (A, B, C 地区共通基準)

- 原則的に各ファサードにつき 1 カ所とする。(協議により、共同化による大規模ビルや、デザイン的に検討したものについては使用することができる。)。

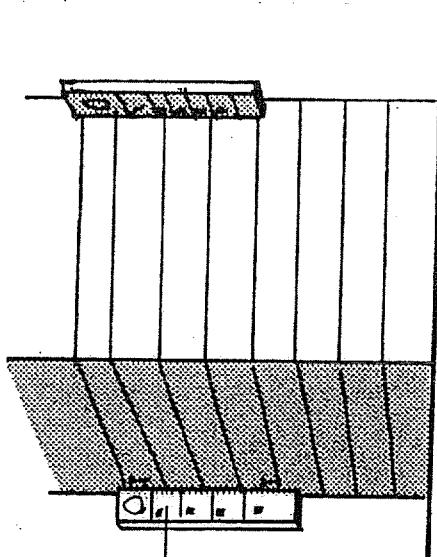
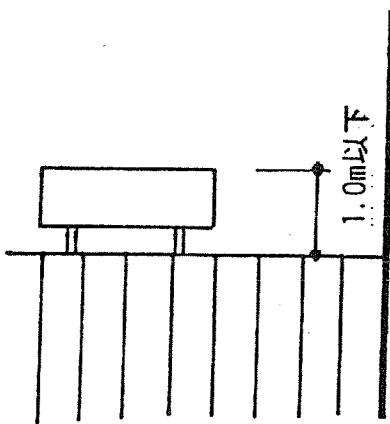
- ベースの色は、基本的に外壁に近い色とする(極端な色を使用する場合は協議すること。)。

- 突出幅は、取付け壁面から 1 m 以下とする。

- 取付け位置や大きさ、デザインは周辺との調和を考慮する。

● そで看板 (B 地区基準)

- 原則的に、3 階以上には設置しない。



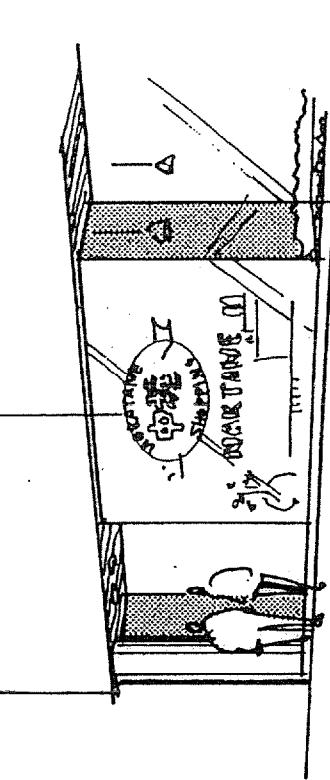
各ファサードに
1ヶ所とする

ニ、広告物・サイン類

● 横面広告 (A, B, C 地区共通基準)

- 原則的に 3 階以上に設置しないものとし、1 階、2 階においてもデザインに配慮する。

横面広告



● 独立看板 (A, B, C 地区共通基準) 「固定式」

- 建物と同一敷地内の設置とし、建物と調和するようデザインに配慮する。

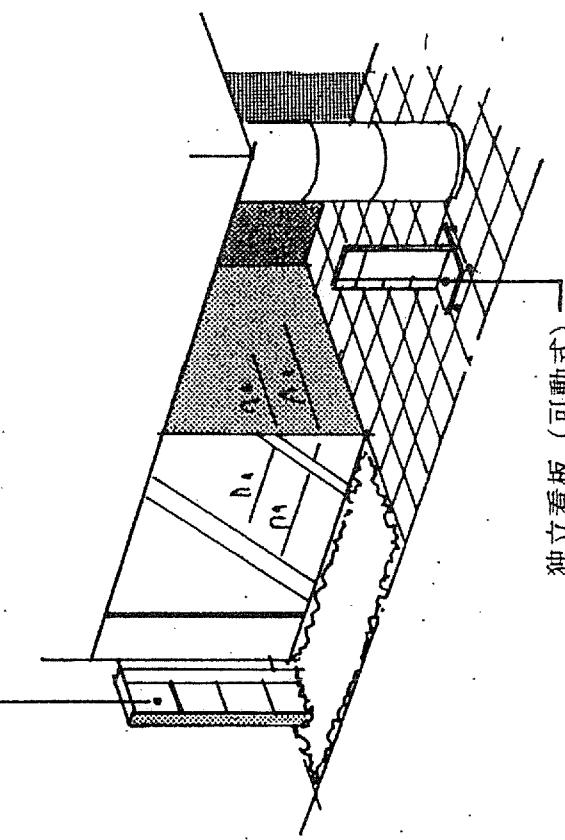
● テント (A, B, C 地区共通基準) 「可動式」

- 建物と同一敷地内の設置とし、建物と調和するようデザインに配慮する。

● テント (A, B, C 地区共通基準) 「可動式」

- 取付け位置やデザインは建物との調和を図る。

独立看板 (固定式)



独立看板 (可動式)

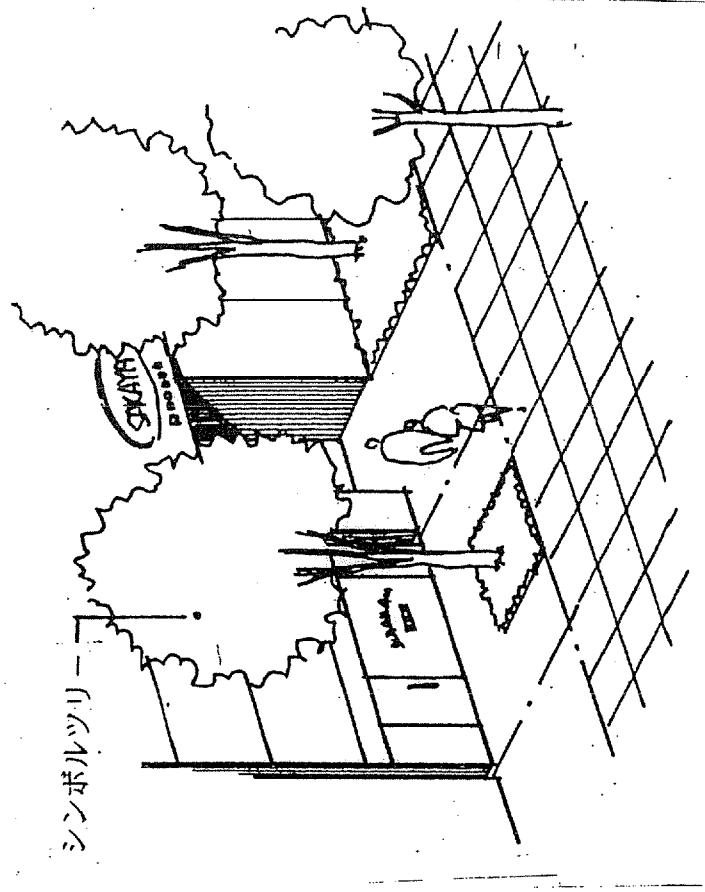
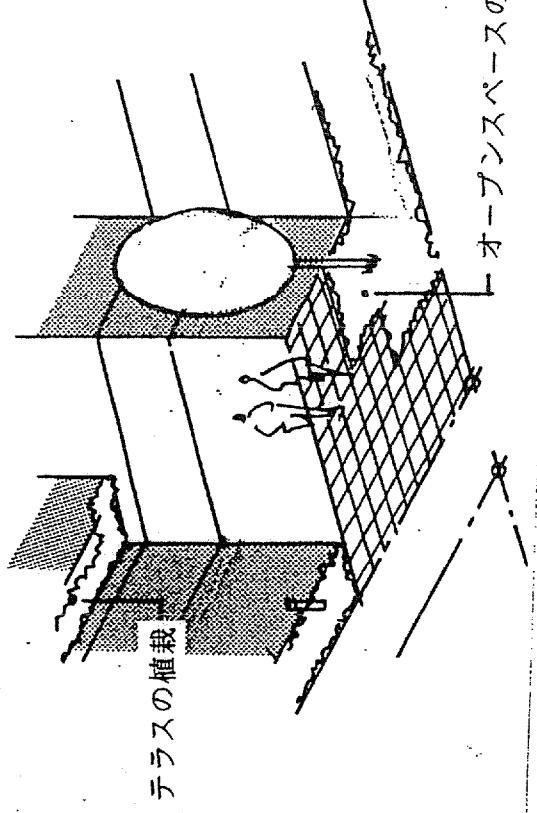
サ、植栽等

● A, B, C 地区共通基準

- ・建物の足元まわり、街角の角地等にできたオープningsペースやバルコニー、テラス等は積極的な植栽をし緑化に努める。

● B 地区基準

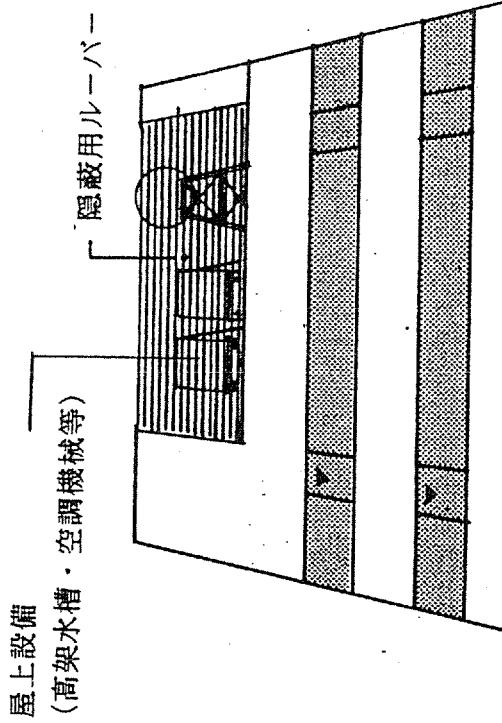
- ・オープningsペースの整備にあたっては、はりまや橋公園と一緒に感を持たせる。



シ、屋上の利用

● A, B, C 地区共通基準

- ・屋上設置の設備機器はできるだけ見えない工夫をし、建物と
一体感のあるデザインとする。
- ・屋上を資材置場とか不用品置場として利用しない。



■ その他

ズ、夜景

● A, B, C 地区共通基準

- ・店舗部分は夜間においてもショーウィンドーが見える工夫をし、閉店後も含めライトアップに努める。
- ・街区の角地のオープンスペースは積極的に照明によるライトアップを図る。
- ・電飾サインは通りのイメージを損なうデザインを避ける。

